

土砂災害防止法に関する 「避難確保計画」について



宮崎市観光イメージキャラクターミッシちゃん

宮崎市危機管理部危機管理課



MIYAZAKI CITY

避難確保計画とは

背景

近年の集中豪雨の増加に伴い、全国各地で水害・土砂災害が頻発しており、特に、**社会福祉施設、学校、医療施設などの、防災上の配慮を要する方が利用する施設**（以下、**「要配慮者利用施設」**という。）について、逃げ遅れによる被害などが発生しました。

（平成28年台風10号での岩手県岩泉町高齢者施設における浸水被害等）



平成29年6月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、**土砂災害防止法**と略す。）」が改正。改正により、**土砂災害警戒区域内**に位置し、市町村の**地域防災計画**に名称及び所在地が定められた**「要配慮者利用施設」**の**所有者**または**管理者**に対し、土砂災害に対する防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成等が義務付けられました。

法改正により義務付けされた内容

- ① 避難確保計画の作成
- ② 計画に基づく避難訓練の実施
- ③ 避難確保作成（変更）の市町村長への報告

避難確保計画に定めるべき事項

- ① 防災体制に関する事項（従業員等の職務分担や指揮命令系統など）
- ② 避難の誘導に関する事項（避難先、避難経路、避難誘導方法など）
- ③ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項（情報収集・伝達や避難誘導に使用する施設・資機材など）
- ④ 防災教育及び訓練の実施に関する事項

避難確保計画の作成が必要な施設

土砂災害防止法第8条第1項第4号に基づき、宮崎市地域防災計画にその施設の名称及び所在地が定められた**要配慮者利用施設**

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

施設の例

〔社会福祉施設〕

- ・老人福祉施設
- ・有料老人ホーム
- ・認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設
- ・身体障害者社会参加支援施設
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム
- ・障害福祉サービス事業の用に供する施設

- ・保護施設
- ・児童福祉施設
- ・障害児通所支援事業の用に供する施設
- ・児童自立生活援助事業の用に供する施設
- ・放課後児童健全育成事業の用に供する施設
- ・子育て短期支援事業の用に供する施設
- ・一時預かり事業の用に供する施設
- ・児童相談所
- ・母子・父子福祉施設
- ・母子健康包括支援センター など

〔学校〕

- ・幼稚園
- ・小学校
- ・中学校
- ・義務教育学校
- ・高等学校
- ・中等教育学校
- ・特別支援学校
- ・高等専門学校
- ・専修学校 など

〔医療施設〕

- ・病院
- ・診療所
- ・助産所 など

土砂災害警戒区域の確認

宮崎市 学園木花台西

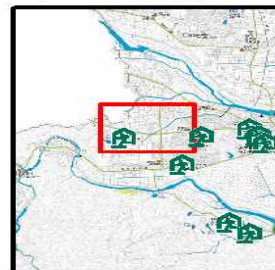
土砂災害ハザードマップ

身を守るのは？

日頃の備えと

早めの避難！

ゼンリン
700-701
707-708
714-715



記号	項目
	土砂災害警戒区域
	土砂災害特別警戒区域
	箇所名 (自然現象の種類)
	主な避難場所 ●宮崎大学 In.58-7997 ●木花中学校 In.58-0004 ●学園木花台小学校 In.58-4820
	主要な避難路

※黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害のおそれがある区域」
 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「建物が破壊され、住民に大きな災害が生じるおそれがある区域」
 -土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意して下さい。
 -また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

※問い合わせ先
 宮崎県宮崎土木事務所河川砂防・都市公園課
 砂防担当電話(0985) 26-7289(直通)
 県ホームページ「トップ」> 安全・安心情報「防災・危機管理情報」
http://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki-kikikanri/kuhashi/bosai/bosai_kikikanri.joho.html
 宮崎市役所土木課河川係電話(0985) 21-1801(直通)
 市ホームページ「トップページ」> いざというとき「消防・防災」
http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/life/fire_department/

避難確保計画の作成方法・様式について

[ホーム](#)・[くらし・手続き](#)・[消防・防災](#)・[災害に備える](#)・[要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について](#)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化について

2020年8月12日

はじめに

水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。
改正により、洪水浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に位置し、宮崎市地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者に次の事項が義務付けられました。

1. 避難確保計画の作成
2. 避難確保計画を作成（変更）した際の市長への報告
3. 計画に基づく避難訓練の実施

詳しくは、下記をご覧ください。

[水防法・土砂災害防止法の改正について（国土交通省リーフレット）](#)（PDF 417KB）

[要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関して（宮崎県）](#)

[要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省）](#)

対象となる要配慮者利用施設

【要配慮者利用施設とは】

社会福祉施設、学校、医療施設、その他、主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設になります。

1. 水防法
洪水浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設です。
洪水浸水想定区域は、次のページから確認できます。

[宮崎市洪水ハザードマップ](#)

[高輪皇尊河川の洪水浸水想定区域図について](#)

[国費笹野川の洪水浸水想定区域について](#)

なお、令和2年6月に開催された宮崎市防災会議により、令和2年度「宮崎市地域防災計画」に位置付けられた対象施設について、以下に掲載します。

[浸水要配慮者施設一覧.pdf](#)（PDF 274KB）

提出方法

避難確保計画を作成、変更した場合には、以下の報告先に提出してください。

提出先：危機管理課防災対策係

提出物：避難確保計画、避難確保計画作成（変更）報告書

・[洪水時の避難確保計画 様式（水防法）](#)（DOC 114KB）

・[土砂災害時の避難確保計画 様式（土砂法）](#)（DOC 674KB）

・[避難確保計画作成（変更等）報告書 様式](#)（DOC 159KB）

また、提出の際には、事前に点検マニュアルを活用して内容をご確認ください。

なお、点検マニュアル内に、チェックリストもございますので、ご利用ください。

・[水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画に係る点検マニュアル](#)（PDF 358KB）

避難確保計画の様式のダウンロードや、作成方法の確認については、
宮崎市ホームページから確認できます。

市HP掲載場所

宮崎市ホームページ

→くらし・手続き

→消防・防災

→災害に備える

→要配慮者利用施設における避難確保計画の
作成等の義務化について

雛型を参考に作成してください。

表紙、 1 計画の目的・ 2 防災体制

土砂災害時の避難確保計画

【施設名：○○○○】

○表紙には、避難確保計画の対象となる災害、施設名及び計画の作成年月日を記載してください。

令和○○年○○月 作成

1 計画の目的

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、○○○施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、○○○施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）および施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	注	活動内容	対応要員
・宮崎市に大雨注意報が発表された場合 ・台風接近が予想される場合	注意体制確立	気象情報収集	統括・情報収集班
		(夜間) 職員の参集	統括・情報収集班
		資機材の準備	避難誘導班
・当該施設を含むエリアに避難準備・高齢者等避難開始の発令がされた場合 ・近隣で崩壊現象（がけから水が噴き出す、がけからの水が漏りだす、小石が落ちる、がけに崩れ目が見える等）が発見されたとき	警戒体制確立	気象情報収集	統括・情報収集班
		保護者への事前連絡	統括・情報収集班
		周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	統括・情報収集班 避難誘導班
・当該施設を含むエリアに避難勧告又は避難指示（緊急）の発令がされた場合 ・当該地区に大雨または洪水警報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合	非常体制確立	要配慮者の避難誘導	避難誘導班

1 計画の目的

○要配慮者利用施設の災害時における確実な避難の確保を図る。

2 防災体制

○防災体制は、「注意体制」、「警戒体制」及び「非常体制」の3段階で設定します。これらの防災体制を確立する判断基準には、気象情報、河川の洪水予報や水位到達情報、土砂災害警戒情報に加え、施設周辺の現地情報等を活用します。

① 注意体制：気象情報等の情報収集の段階

② 警戒体制：避難の準備を行う段階及び施設利用者の避難行動を開始して完了させる段階

③ 非常体制：施設全体の避難行動を完了する段階（逃げ遅れた場合は屋内安全確保を行う段階）

3 組織の編成と任務

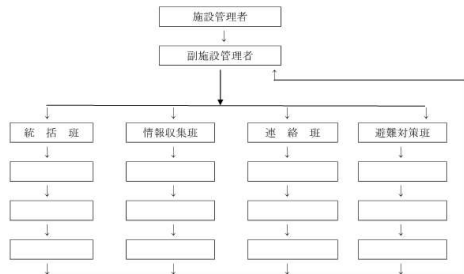
4 緊急連絡網

3 組織の編成と任務

施設管理者 () (代行者)

	役職及び氏名	任務
総括班・ 情報班・ 連絡班	班長 () 班員 () 名	<input type="checkbox"/> 指揮統括、状況把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 管内放送等による避難の呼びかけ <input type="checkbox"/> 気象予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長 () 班員 () 名	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

4 緊急連絡網



※施設の従業員用と施設利用者の保護者・家族用と分けて作成しましょう。
氏名と確実に連絡できる先（ℓa）を記入しましょう。

3 組織の編成と任務

① 各班の業務内容を記載してください。

4. 緊急連絡網

①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成してください。

②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡網を作成してください。

③連絡先の更新を定期的に行ってください。

【留意事項】

●メール等を利用した連絡方法も確立しておいてください。

●連絡が見つからない場合の連絡方法についても考慮してください。

5 緊急連絡先一覧 6 情報収集

5 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	FAX	備考
市 (防災担当)				
市 (福祉担当)				
消防署				
警察署				
電気				
ガス				
水道				
電話				
警備会社				
バス・タクシー				

6 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ・ラジオ インターネット > 気象庁 HP(http://www.jma.go.jp/) > 宮崎県土砂災害危険度情報 (http://dooya-pref.miyazaki.jp/)
避難準備・高齢者等避難開始	宮崎市防災メール (登録制)
避難勧告	> (http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/)
避難指示 (緊急)	宮崎市ホームページ
避難所の開設状況	テレビ・ラジオ

※停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報収集を行う。
これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
※提供される情報に加え、雨の降り方や施設周辺に危険な状況が迫っていないかを、施設内から確認を行なう

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、電話、メール等を用いて、体制の確立状況や気象情報等を施設内関係者間で情報の共有を図る。
- ② 市町村への連絡先は、「宮崎市役所 危機管理課 21-1889 (イチハヤク)」とする。

5 外部機関等への緊急連絡先一覧表

〇市役所、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にするために、「外部機関等への緊急連絡先一覧表」を準備しておくことが重要です。

6 情報収集・伝達

〇情報収集は、水害に対する警戒避難体制をとるための重要な役割です。あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。

〇情報収集の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットのほか、SNS等を活用して積極的に情報収集することが重要です。

〇災害時には「施設内緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有します。

7 避難誘導

7 避難誘導

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。
また、悪天候中の避難や、夜間の避難は危険ともなうことが想定されるため、施設内における想定浸水深が浅く、堅牢建物で倒壊のおそれがない場合は、屋内でがけから離れ、建物の2階以上の場所での安全の確保を図るものとする。

その場合に備え、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路については、「避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
避難場所①		() m	・徒歩 ・車両 (台)
避難場所②		() m	・徒歩 ・車両 (台)
避難場所③		() m	・徒歩 ・車両 (台)
屋内安全確保			

7 避難誘導

○避難場所、避難方法、避難経路及び移動手段を記載してください。

○土砂災害の発生のおそれがある場合に、迅速かつ適切に避難行動を行うためには、次の3つの項目について、あらかじめ決めておくことが重要です。

①避難場所(安全な場所はどこか)

②避難基準(いつ、どのような情報をもとに、避難を開始するのか)

③避難方法(どのような方法で避難するのか)

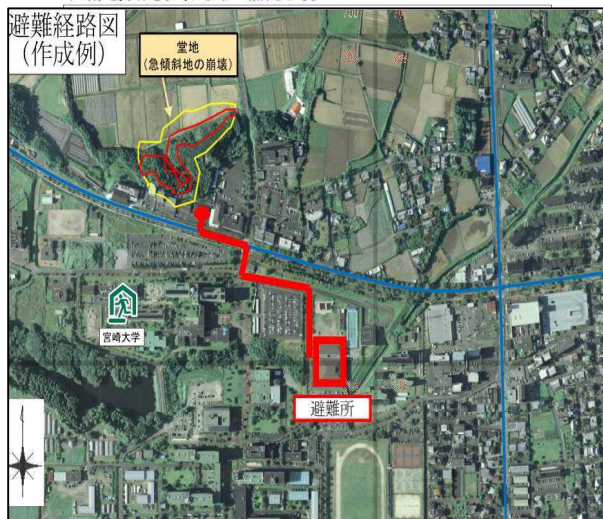
○土砂災害警戒区域等外に位置する系列施設等への避難(水平避難)、最寄りの指定避難所等への避難(水平避難)、施設の上階等への屋内安全確保(垂直避難)を検討して設定します。

○避難場所の候補施設は、状況に応じて避難場所を選択できるように、複数の避難場所を検討しておく必要があります。

【施設周辺の避難経路】

【施設周辺の避難経路】

土砂災害時の避難場所は、土砂災害ハザードマップ（作成している場合）や県が指定した土砂災害（特別）警戒区域及び洪水ハザードマップの想定浸水区域、浸水深を参考に以下の場所とする。



※ 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「土砂災害のおそれがある区域」
赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「建物が破壊され、住民に大きな災害が生じるおそれがある区域」
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意して下さい。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

●作成の手順

- ① 土砂災害ハザードマップで自施設の位置を確認し、目立つようにマジック等で印をつけてください。
- ② 自施設周辺の土砂災害警戒区域等の危険な場所を確認してください。
- ③ 避難場所を確認し、その場所がわかるようにマジック等で印をつけてください。
- ④ 自施設から避難場所までの経路をマジック等でマップ上に書き込んでください。

●作成の留意点

- ①施設から避難場所までの区間で、浸水想定区域や土砂災害警戒区域、道路の冠水箇所等を避けて、災害リスクの少ない避難経路を設定しましょう。
- ②ハザードマップに標記のない地域の危険な場所（道幅が狭い、道路浸水箇所など）も地図に書き込むことが重要です。

8 施設の整備 9-10 教育・訓練の実施

8 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

	備 蓄 品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話 懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー等
避難誘導	名簿（従業員・施設利用者）、案内旗、携帯電話、懐中電灯、 拡声器、電池、携帯電話バッテリー 等
施設内の一時避難	水（1人3日分）、食料（1人3日分）、 寝具、防寒具等
利用者	高齢者（おむつ、おしりふき、） 障がい者（常備薬、） 乳幼児（おむつ、おしりふき、おやつ、）
その他	ウエットティッシュ、ゴミ袋、タオル

9 防災教育及び訓練の実施

- ・年度当初に新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- ・毎年1回は従業員を対象に避難誘導・情報伝達等に関する訓練を実施する。
- ・その他、年間の教育及び訓練計画を年度当初に作成する。

10 防災教育及び訓練の年間計画

従業員への防災教育（ 月） 【教育内容】
施設利用者への防災教育（ 月） 【教育内容】
避難訓練（ 月） 【訓練内容】 避難路の点検確保、利用者の避難誘導、情報伝達訓練、従業員の非常参集訓練等

※必要に応じ、避難確保計画の更新を行う。

8 避難の確保を図るための施設の整備

○情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等には、テレビや携帯電話等の情報収集・伝達資器材があります。

○施設内の一時避難に備えて、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等を備えておくことが有効です。

○資器材は、利用者の特性等を踏まえ、施設の避難に必要なものを記載して下さい。

9-10 防災教育及び訓練の実施

○新規採用の職員を対象に研修を実施しましょう。

○全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施しましょう。